

## 第 32 回岡山行政法実務研究会のご案内

岡山行政法実務研究会幹事

岡山大学法務研究科教授・弁護士 吉野夏己

岡山大学法務研究科教授 南川和宣

岡山行政法実務研究会は、自治体職員、法曹（弁護士）、行政法研究者（大学教員）の三者等を構成メンバーに、中四国地域の自治体における喫緊の法的課題にかかる問題を多角的に検討するために設立された研究会です。この度、第 32 回岡山行政法実務研究会を下記の要領で開催しますのでお知らせします。

今回は「行政不服審査制度の運用について」をテーマとさせていただきました。行政不服審査法は平成 26 年に大きく改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されております。岡山行政法実務研究会が行政不服審査の問題を取り上げるのは、第 6 回（平成 26 年 11 月）第 29 回（令和元年 5 月 25 日）に続き、今回で 3 回目となります。

今回は、山陽学園大学地域マネジメント学部准教授の澤俊晴先生に、広島県における審査体制の構築と行政不服審査法の課題についてご講演いただき、神戸市の古田隆部長に、自治体職員から見た行政不服審査法施行上の課題について、ご講演いただきます。古田部長は、神戸市入庁以来、通算 23 年法務担当として、条例等の審査や争訟事務に従事し、外郭団体派遣人件費に係る住民訴訟、空港建設や保育所の民間移管に関する訴訟など多数の訴訟に関与されてきました。また、庁内研修のほか甲南大学法科大学院などでも講師を経験し、『判例地方自治』でも弁護士と共同執筆で判例解説文を執筆されています。そして、今回の改正行政不服審査法の施行に当たり、施行条例の起案、審査会等の立ち上げ等にも関わられたことで、その中から見た運用上の課題や、今後必要な法改正等について論じていただく予定です。

最後に、本研究会は自治体法務に興味のある多くの自治体職員の皆様の参加・登録も受け付けておりますので本研究会への参加の呼びかけもお願いいたします。なお、登録していた方には、次回以降のご案内をメールにて送付させていただきます。

1 日 時 令和元年 11 月 9 日（土） 午後 2 時から 5 時

2 場 所 岡山大学津島キャンパス 文法経 2 号館 2 階 法学部会議室

※ 車で来場する場合は、駐車料金が 1000 円程度かかります。

3 研究会テーマ 「行政不服審査制度の運用について」

第1 報告 「広島県における審査体制の構築と行服法の課題について」

報告者 澤俊晴氏（山陽学園大学地域マネジメント学部准教授）

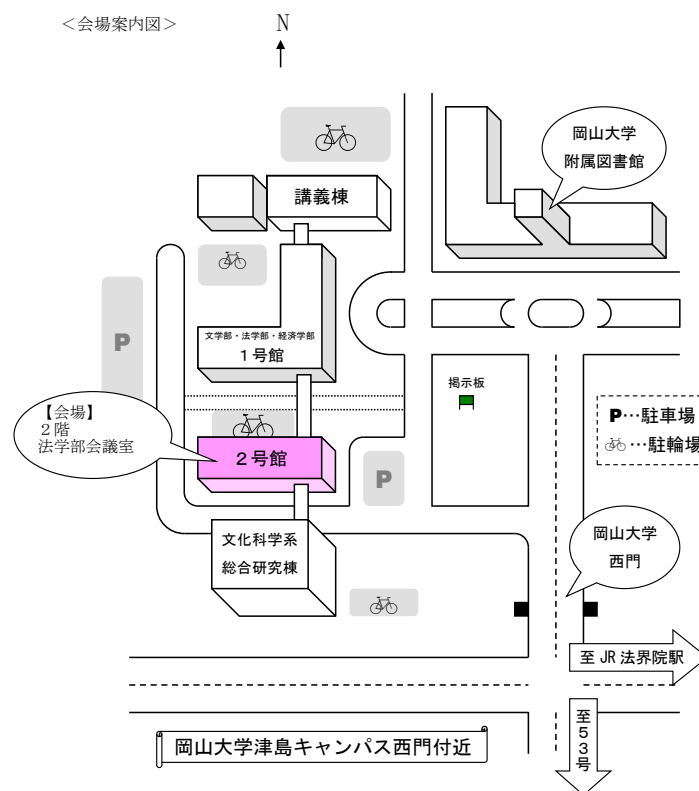
第2 報告 「自治体職員から見た行政不服審査法施行上の課題」

報告者 古田隆氏（神戸市保健福祉局監査指導担当部長）

4 出席および会員登録の連絡先

参加希望の方または会員登録ご希望の方は、Eメール(oatc-office@law.okayama-u.ac.jp)にて事務局（岡山大学法科大学院弁護士研修センター（Tel & Fax086-251-8412 内）までご連絡ください。

なお、本研究会は、自治体職員、研究者および弁護士等の自治体法務関係者の研鑽を目的とした緩やかな勉強会であり、会員の皆様に出席、研究報告、費用の負担などの義務を課すことはございません。ご関心のあるテーマにつき、お気軽にご出席ください。また、研究会で取り上げたいテーマがございましたら、事務局までご連絡ください。



【岡山大学津島キャンパスまで】

- ・ JR岡山駅西口から「47」系統の岡電バスで「岡大西門」下車
- ・ JR岡山駅東口から「17」系統の岡電バスで「岡大西門」下車
- ・ JR津山線「法界院」駅下車、徒歩約20分
- ・ タクシーでJR岡山駅東口とJR岡山駅西口から約10分